

MCAT モバイルサービス契約約款

施行 2023年4月1日

株式会社 MCAT

目次	
目次	2
第1章 総則	4
第1条 (約款の適用)	4
第2条 (約款の変更)	4
第3条 (用語の定義)	4
第4条 (サービスの種類)	4
第5条 (サービスの提供区域)	5
第6条 (最低利用期間)	5
第7条 (権利の譲渡制限等)	5
第8条 (モバイルパスワード)	5
第2章 申込及び承諾等	5
第9条 (申込)	5
第10条 (申込の承諾等)	5
第11条 (サービス利用の要件等)	6
第3章 契約事項の変更等	7
第12条 (サービス内容の変更)	7
第13条 (契約者の名称の変更等)	8
第14条 (個人の契約上の地位の引継)	8
第4章 利用の制限、中止及び停止並びにサービスの廃止	8
第15条 (利用の制限)	8
第16条 (利用の中止)	8
第17条 (利用の停止等)	8
第18条 (サービスの廃止)	9
第5章 契約の解除	9
第19条 (当社の解除)	9
第20条 (契約者の解除)	9
第6章 料金等	10
第21条 (契約者の支払義務)	10
第22条 (初期費用の額)	10
第23条 (月額料金の額)	10
第24条 (契約解除料)	10
第25条 (利用不能の場合における料金の調定)	10
第26条 (料金等の請求方法)	10
第27条 (料金等の支払方法)	10
第28条 (割増金)	11
第29条 (遅延損害金)	11
第30条 (割増金等の支払方法)	11
第31条 (消費税)	11
第7章 個人情報	11
第32条 (個人情報保護)	11

第 8 章 雑則	12
第 33 条 (第三者の責による利用不能)	12
第 34 条 (保証及び責任の限定)	12
第 35 条 (当社の装置維持基準)	12
第 36 条 (定めなき事項)	13

第1章 総則

第1条 (約款の適用)

1 当社は、この MCAT モバイルサービス契約約款（以下「約款」といいます）を定め、これにより MCAT モバイルを提供します。

2 当社は本サービスの提供元である、株式会社インターネットイニシアティブ（以下「IIJ」といいます。）が提供する MVNO サービス（株式会社 NTT ドコモ（以下「ドコモ」といいます。）が提供する SC-FDMA 方式、OFDMA 方式又は DS-CDMA 方式による伝送交換設備を用いた移動無線通信に係る通信網を利用したサービス（以下「IIJ サービス」といいます。）を利用して、MCAT モバイルを提供します。

第2条 (約款の変更)

当社は、この約款を変更することがあります。約款が変更された後のサービスに係る料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。

第3条 (用語の定義)

この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

MCAT モバイルサービス	この約款に基づいて提供される当社のサービスの総称
MCAT モバイルサービス契約	MCAT モバイルの利用に関する契約
契約者	MCAT モバイルの契約者
モバイルパスワード	MCAT モバイルサービスの利用に関し契約者に対して付与するパスワード
最低利用期間	MCAT モバイルサービスの最低利用期間であって、MCAT モバイルの利用開始日をその起算日とするもの
利用開始日	MCAT モバイル利用の申込を当社が承諾した後、当該サービスの利用が可能となる日として当社が指定する日

第4条 (サービスの種類)

MCAT モバイルサービスには、次の種類があります。

ドコモが提供する SC-FDMA 方式、OFDMA 方式又は DS-CDMA 方式による伝送交換設備を用いた移動無線通信に係る通信網を利用して、インターネットプロトコルによる相互通信等を提供する、当社が定める仕様に基づくサービスであって、次に従って区分されるもの。

形状区分	内容
標準	形状を標準 SIM とする SIM カードを当社が貸与するもの
microSIM	形状を microSIM とする SIM カードを当社が貸与するもの
nanoSIM	nanoSIM とする SIM カードを当社が貸与するもの

機能区分	内容
データ通信機能	インターネットプロトコルによる相互通信を利用できる SIM カードを当社が貸与するもの。この区分に該当する SIM カードを「データ通信専用 SIM カード」といいます
SMS 機能	インターネットプロトコルによる相互通信並びに国内での送受信及び国外への送信が可能な SMS 機能を利用できる SIM カードを当社が貸与するもの。この区分に該当する SIM カードを「SMS 機能付き SIM カード」といいます
音声通話機能	インターネットプロトコルによる相互通信、国内及び国外での送受信が可能な SMS 機能並びに音声通話機能を利用できる SIM カード

	ドを当社が貸与するもの。この区分に該当する SIM カードを「音声通話機能付き SIM カード」といいます
--	---

第5条 (サービスの提供区域)

本サービスの提供区域は、IIJ が定める提供区域に準ずるものとします。

第6条 (最低利用期間)

1 本サービスの最低利用期間は、利用開始日の属する月の翌月から 12 ヶ月とします。

2 契約者は、本条第 1 項に定める最低利用期間内に解約を行う場合には、別途定める契約解除料を支払うものとします。

第7条 (権利の譲渡制限等)

1 契約者が、MCAT モバイルサービス契約に基づいてサービスの提供を受ける権利は、譲渡することができません。

2 契約者は MCAT モバイルサービスを再販売する等、第三者に MCAT モバイルサービスを利用させることはできません。

第8条 (モバイルパスワード)

1 契約者は、モバイルパスワードの管理責任を負うものとします。

2 当社は、契約者が MCAT モバイルサービス契約上の権利を行使するにあたり、契約者に対し、モバイルパスワードの提示を求めることがあります。

3 契約者は、モバイルパスワードを第三者に利用させないものとします。ただし、この約款で別の定めが規定されている場合にはこの限りではありません。

4 契約者は、モバイルパスワードが窃用され又は窃用される可能性があることが判明した場合には、直ちに当社にその旨を連絡するとともに、当社からの指示がある場合にはこれに従うものとします。なお、当社は、モバイルパスワードの窃用による契約者の損害又は契約者が第三者に与えた損害について責任を負わないものとします。

5 契約者は、モバイルパスワードを変更することはできません。

第2章 申込及び承諾等

第9条 (申込)

1 MCAT モバイルサービス利用の申込（以下「申込」といいます。）は、当社所定の加入申込書への記入が必要です。

2 MCAT モバイルサービスの申込をする者は、本人確認（携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用防止に関する法律（平成 17 年 31 号）第 9 条の規定に基づくものであって、氏名、住所、生年月日等の契約者を特定する情報の確認を行うことをいいます。以下同じとします。）のために当社が別途定める書類を提示する必要があります。

第10条 (申込の承諾等)

1 当社は、申込があったときは、これを承諾するものとします。ただし、次に掲げる事由に該当する場合には、当該申込を承諾しないことがあります。

(1) MCAT モバイルサービス利用の申込者（以下「申込者」といいます。）が MCAT モバイルサービス契約上の債務の支払を怠るおそれがあることが明らかであるとき

(2) 申込者が第 17 条（利用の停止等）第 1 項各号の事由に該当するとき

(3) 申込者が、申込より以前に、当社が提供するサービスにつき当社と契約を締結中であり、かつ、契約上の債

務の支払が滞っているとき

(4) 申込者が、申込より以前に、当社が提供するサービスにつき当社と契約を締結したことがあり、かつ、当社から当該契約を解除したことがあるとき

(5) 申込に際し、当社に対しことさら虚偽の事実を通知したとき

(6) 前条（申込）第2項において、本人確認ができないとき

(7) MCAT モバイルサービスの申込をする者が、未成年者であったとき

2 前項の規定により申込を拒絶したときは、当社は、申込者に対しその旨を通知します。

3 当社は、第1項に掲げる事由の判断のため、申込者に対し、当該申込者の身分証明に係る公的書類その他の書類の提出を要求する場合があります。この場合において当該申込者から当該書類の提出が行われない間は、当社は、第1項に基づく申込の承諾を留保又は拒絶するものとします。

4 当社は、同一の契約者が同時に利用することのできる MCAT モバイルサービスの個数の上限を定めることができるものとします。この場合において、当該個数の上限を超えて MCAT モバイルサービスの利用の申込があったときは、当社は、当該上限を超える部分に係る申込を承諾しないものとします。

第11条 (サービス利用の要件等)

1 契約者は、当社から契約者に対する通知、連絡を行うための電話番号（当社が提供するサービスに係るものである必要はありません。）を当社に対して指定するものとします。

2 当社は、サービス利用の要件を以下に定めるものとします。

(1) 契約者が MCAT モバイルサービスにおいて使用する IP アドレスは、当社が指定します。契約者は、当該 IP アドレス以外の IP アドレスを使用して MCAT モバイルサービスを利用することはできません。

(2) MCAT モバイルサービスを利用するには、発信者番号通知を行っていただく必要があります。

(3) 契約者は、MCAT モバイルサービスを利用するにあたり、当社の定める条件のもとに、携帯電話番号のポータビリティ制度（電話番号を変更することなく、音声通話機能の提供を受ける事業者を変更することをいい、以下「MNP」とします。）による転入又は転出を行うことができます。

(4) MNP 転入には、以下の条件が適用されます。

(i) 転入元事業者の契約者と、MCAT モバイルサービス契約の契約者が同一である必要があります。

(ii) 転入元事業者から取得した MNP 予約番号の有効期限について、当社が別途指定する日数以上の残日数がある必要があります。

(iii) 電話番号を利用することができない期間があります。

(iv) MNP 転入手続きは、MCAT モバイルサービス利用の申込と同時に進行する必要があります。

(v) 契約者は、MNP 転入手続きに係る音声通話機能付き SIM カードが契約者の指定した送付先に到着した後、MNP 予約番号の有効期限日の前日までに当社に連絡するとともに、当該 SIM カードの開通に必要な手続きを行う必要があります。MNP 予約番号の有効期限日の前日までに当該 SIM カードの開通に必要な手続きが行われない場合、当社は、MNP 予約番号の有効期限日に当該 SIM カードを開通させるものとします。

(5) 契約者は、MNP 転入手続きの申請内容に誤りがあり MNP に失敗した場合は初期費用に相当する額を負担するものとします。

(6) 契約者は、当社が指定する貸与機器（SIM カード、その他当社が貸与機器として指定する物品をいいます。以下本別紙において同じとします。）以外の通信手段を用いた MCAT モバイルサービスの利用、及び MCAT モバイルサービスにおいて当社が指定するダイヤルアップ接続の接続先以外への接続による通信、SMS 機能又は音声通話機能の利用を行ってはならないものとします。

(7) 契約者は、当社が貸与する貸与機器につき、次の事項を遵守するものとします。

(i) 当社の承諾がある場合を除き、貸与機器の分解、損壊、ソフトウェアのリバースエンジニアリングその他貸与

機器としての通常の用途以外の使用をしないこと

(ii) 当社の承諾がある場合を除き、貸与機器について、貸与、譲渡その他の処分をしないこと

(iii) 日本国外で貸与機器を使用する場合、輸出入に係る内外の法令を遵守すること。なお、当社は、本端末を日本国外で使用する事の当否につき、一切の保証を行いません。

(iv) 貸与機器を善良な管理者の注意をもって管理すること

(8) 契約者は、次に掲げる事由に該当するときは、遅滞なく貸与機器を当社に返還するものとします。

(i) MCAT モバイルサービス契約が事由の如何を問わず終了した場合

(ii) 異なる形状区分の SIM カードへ変更した場合

(iii) 前記に掲げる他、貸与機器を利用しなくなった場合

(9) 契約者は、貸与機器に故障が生じたときは、可及的速やかに当社が定める方法によりその旨を当社に通知すると共に当該貸与機器を当社に返還するものとします。

(10) 貸与機器の故障が契約者の責によるものである場合には、契約者は、当社に対し、当該貸与機器の回復に要する費用として当社が別紙に定める金額を支払うものとします。

(11) 契約者は、貸与機器を亡失した場合は可及的速やかに当社が定める方法により当社に通知するものとします。

(12) 契約者は、当社に対し、亡失品（第 7 号及び第 8 号に定める返還がなかった場合の当該移動無線機器を含みます。）の回復に要する費用について、亡失負担金として当社が別紙に定める金額を支払うものとします。

(13) 亡失品は、契約者の責任において、法律に従って処分するものとし、亡失品が発見される等の事情により当社に対して返還又は送付された場合であっても当社に支払われた亡失負担金は返金しないものとします。

(14) 契約者は、MCAT モバイルサービス契約において当社から提供を受けた役務、貸与機器、その他一切について第三者に販売（有償、無償を問わず、また単に第三者に提供する場合も含みます。以下同じとします。）してはならないものとします。

(15) 契約者は、音声通話機能付き SIM カードによって利用可能な音声通話機能が、必ずしもドコモが提供する類似サービスと同一の仕様ではないことについて、あらかじめ同意するものとします。

(16) MCAT モバイルサービスにおいては、第 15 条（利用の制限）及び第 17 条（利用の停止等）に定めるほか、MCAT モバイルサービスの品質及び利用の公平性の確保を目的として、契約者の一定期間内の通信量が当社の別途定める基準（料金プランごとに異なる場合があります。）を超過した場合において、契約者に事前に通知することなく通信の利用を制限する場合があります。契約者はあらかじめこれに同意するものとします。

(17) MCAT モバイルサービスの移動無線通信網に接続する端末設備は、当社が指定する端末設備又は法律により定められた技術基準への適合性を有する端末設備である必要があります。契約者は、当社が端末設備に関する接続試験その他端末設備に関する確認を求めた場合は、その求めに応じるものとします。

(18) MCAT モバイルサービス利用の申込は、サービスの内容を特定するために必要な事項を記載した当社所定の契約申込書を提出して行うことができます。

(19) 未成年者は音声通話機能付き SIM カードを利用することはできません。

第3章 契約事項の変更等

第12条 (サービス内容の変更)

1 MCAT モバイルサービスにおいて、契約内容の変更を請求することができる事項は、次のとおりです。

(1) 異なる形状区分の SIM カードへの変更

(2) 異なる機能区分の SIM カードへの変更

2 第 10 条（申込）第 2 項の規定は、前項の請求があった場合について準用します。この場合において、同条中「申込」とあるのは「変更の請求」と、「申込者」とあるのは「契約者」と読み替えるものとします。

第13条 (契約者の名称の変更等)

契約者は、その氏名、住所若しくは居所又は当社に届け出た当社が指定する事項に変更があったときは、当社に対し、速やかに当該変更の内容について通知するものとします。

第14条 (個人の契約上の地位の引継)

1 契約者である個人（以下この項において「元契約者」といいます。）が死亡したときは、当該個人に係る MCAT モバイルサービス契約は、終了します。ただし、相続開始の日から 2 週間を経過する日までに当社に申出をすることにより、相続人（相続人が複数あるときは、最初に申し出た相続人）は、引き続き当該契約に係る MCAT モバイルサービスの提供を受けることができます。当該申出があったときは、当該相続人は、元契約者の当該契約上の地位（元契約者の当該契約上の債務を含みます。）を引き継ぐものとします。

2 第 11 条（申込の承諾等）の規定は、前項の場合について準用します。この場合において、同条中「申込」とあるのは「申出」と、「MCAT モバイルサービス利用の申込者」とあるのは「相続人」とそれぞれ読み替えるものとします。

第4章 利用の制限、中止及び停止並びにサービスの廃止

第15条 (利用の制限)

1 当社は、電気通信事業法第 8 条の規定に基づき、天災事変その他の非常事態が発生し、若しくは発生するおそれがあるときは、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持に必要な通信その他の公共の利益のために緊急を要する通信を優先的に取り扱うため、MCAT モバイルサービスの利用を制限する措置を採ることがあります。

2 当社は、児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律（平成 11 年法律第 52 号）において定める児童ポルノを閲覧又は取得するための通信を制限する場合があります。

第16条 (利用の中止)

1 当社は、次に掲げる事由があるときは、MCAT モバイルサービスの提供を中止することがあります。

- (1) 当社、IIJ 又はドコモの電気通信設備の保守又は工事のためやむを得ないとき
- (2) 当社、IIJ 又はドコモが設置する電気通信設備の障害等やむを得ない事由があるとき

2 当社は、MCAT モバイルサービスの提供を中止するときは、契約者に対し、前項第 1 号により中止する場合にあっては、その 14 日前までに、同項第 2 号により中止する場合にあっては、事前に、その旨並びに理由及び期間を通知します。ただし、緊急やむを得ないときは、この限りではありません。

第17条 (利用の停止等)

1 当社は、契約者が次に掲げる事由に該当するときは、当該契約者の利用に係る全ての MCAT モバイルサービスについてその全部若しくは一部の提供を停止又は利用を制限することがあります。

- (1) この約款に定める契約者の義務に違反したとき
- (2) 料金等 MCAT モバイルサービス契約上の債務の支払を怠り、又は怠るおそれがあることが明らかであるとき
- (3) 違法に、又は明らかに公序良俗に反する態様において MCAT モバイルサービスを利用したとき
- (4) 当社が提供するサービスを直接又は間接に利用する者の当該利用に対し重大な支障を与える態様において MCAT モバイルサービスを利用したとき
- (5) 当社が提供するサービスの信用を毀損するおそれがある態様において MCAT モバイルサービスを利用したとき
- (6) 第 11 条（申込の承諾等）第 1 項に定める申込の拒絶事由に該当するとき
- (7) 前各号に掲げる他、当社が不適切と判断する態様において MCAT モバイルサービスを利用したとき

2 当社は、前項の規定による利用の停止又は制限の措置を講じるときは、契約者に対し、あらかじめその理由（該当する前項各号に掲げる事由）及び期間を通知します。ただし、緊急やむを得ないときは、この限りではありません。

3 当社は、第1項の規定にかかわらず、当該契約者に対し、同項の措置に替えて、期限を定めて当該事由を解消すべき旨を求めることができます。ただし、この措置は、当社が第1項の措置を取ることを妨げるものではないものとします。

4 当社から MCAT モバイルサービスの利用に関し説明を求められたときは、契約者は、当社に対し、当該要請に応じるものとします。ただし、契約者の当該利用に係る行為が法令に違反していない場合において、業務上の秘密その他正当な理由があるときは、この限りではありません。

第18条 (サービスの廃止)

1 当社は、都合により MCAT モバイルサービスの全部又は一部を廃止することがあります。

2 当社は、前項の規定により MCAT モバイルサービスの全部又は一部を廃止するときは、契約者に対し、廃止する日の1ヶ月前までに、その旨を通知します。

第5章 契約の解除

第19条 (当社の解除)

1 当社は、次に掲げる事由があるときは、MCAT モバイルサービス契約を解除することがあります。

(1) 第18条（利用の停止等）第1項の規定により MCAT モバイルサービスの利用が停止又は制限された場合において、契約者が当該停止又は制限の日から1ヵ月以内に当該停止又は制限の原因となった事由を解消しないとき。ただし、当該停止又は制限が同条第1項第2号の事由による場合は、当該契約を直ちに解除することがあります。

(2) 第18条（利用の停止等）第1項各号の事由がある場合において、当該事由が当社の業務に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき

2 当社は、前項の規定により MCAT モバイルサービス契約を解除するときは、契約者に対し、あらかじめその旨を通知するものとします。

第20条 (契約者の解除)

1 契約者は、当社に対し、各契約毎に当社の指定する方法で通知をすることにより、MCAT モバイルサービス契約を解除することができます。この場合において、当該解除の効力は、当該通知があった日からサービスの種類毎に定める日を経過する日又は契約者が当該通知において解除の効力が生じる日として指定した日のいずれか遅い日に生じるものとします。

(1) MCAT モバイルサービスにおいて、契約者の通知による解除の効力は、当該通知があった日の属する月の末日に生じるものとします。

(2) MCAT モバイルサービスにおいて、当該サービスの契約者が、当社に対し MNP による転出を通知した場合は、当該サービスの解除を通知したものとみなされます。

2 第15条（利用の制限）又は第16条（利用の中止）第1項の事由が生じたことにより MCAT モバイルサービスを利用することができなくなった場合において、当該サービスに係る契約の目的を達することができないと認めるときは、契約者は、前項の規定にかかわらず、任意の方法で当社に通知することにより、当該契約を解除することができます。この場合において、当該解除は、その通知が当社に到達した日にその効力を生じたものとします。

3 第18条(サービスの廃止)第1項の規定により MCAT モバイルサービスの全部又は一部が廃止されたときは、

当該廃止の日に MCAT モバイルサービス契約が解除されたものとします。

第6章 料金等

第21条 (契約者の支払義務)

1 契約者は、当社に対し、MCAT モバイルサービスの利用に関し、次条(初期費用の額)から第 25 条(利用不能の場合における料金の調定)までの規定により算出した当該サービスに係る初期費用、月額料金及び MCAT モバイルサービスの種類毎に別紙に定める料金を支払うものとします。

2 初期費用の支払義務は、当社が MCAT モバイルサービスの利用の申込を承諾した時に発生します。

3 月額料金は、利用開始日から当該サービスを提供した最後の日までの期間のサービスについて発生します。この場合において、第 17 条(利用の停止等)の規定により MCAT モバイルサービスの提供が停止又は制限された場合における当該停止の期間は、当該サービスに係る月額料金の額の算出については、当該サービスの提供があったものとして取り扱うものとします。

第22条 (初期費用の額)

初期費用の額は、MCAT モバイルサービス契約約款の別紙に定めるものとします。

第23条 (月額料金の額)

1 月額料金の額は、MCAT モバイルサービス契約約款の別紙に定めるものとします。ただし、複数の当社サービスを契約している場合等、一定の場合について、この約款において別の定めをすることにより割引金額を適用することができるものとします。

2 利用開始日又は MCAT モバイルサービス契約の解除（最低利用期間を経過する前に解除があった場合（第 20 条(契約者の解除)第 2 項又は第 3 項の規定により解除された場合を除きます。）を除きます。）の日が暦月の初日以外の日であった場合における当該日の属する月の月額料金の額は、当該月における MCAT モバイルサービスを提供した期間に対応する当該サービスに係る月額料金の額とします。

第24条 (契約解除料)

1 MCAT モバイルサービス契約がその最低利用期間が経過する日前に解除された場合（第 20 条(契約者の解除)第 2 項又は第 3 項の規定により解除された場合を除きます。）における契約解除料の額は、MCAT モバイルサービス契約約款の別紙に定めるものとします。

第25条 (利用不能の場合における料金の調定)

1 当社の責に帰すべき事由により MCAT モバイルサービスが全く利用し得ない状態（全く利用し得ない状態と同じ程度の状態を含みます。以下同じとします。）が生じた場合において、当社が当該状態が生じたことを知った時から連続して 48 時間以上の時間（以下「利用不能時間」といいます。）当該状態が継続したときは、当社は、契約者に対し、その請求に基づき、利用不能時間を 24 で除した数（小数点以下の端数は、切り捨てます。）に月額料金の 30 分の 1 を乗じて算出した額を、月額料金から減額します。ただし、契約者が当該請求をし得ることとなった日から 3 ヶ月を経過する日までに当該請求をしなかったときは、契約者は、その権利を失うものとします。

2 MCAT モバイルサービスにおいては、MCAT モバイルサービスが全く利用できない状態が貸与機器の故障によるものである場合は、当該貸与機器の故障が当社の責めに帰すべき事由により生じたものであるか否かにかかわらず、第 25 条(利用不能の場合における料金の調定)第 1 項の減額規定は適用されず、料金の減額等返金は行われません。

第26条 (料金等の請求方法)

当社は、契約者に対し、毎月月額料金を請求します。

第27条 (料金等の支払方法)

契約者は、MCAT モバイルサービスの料金を、当社が指定する日までに、当社が指定する方法により支払うもの

とします。

第28条 (割増金)

MCAT モバイルサービスの料金の支払を不法に免れた契約者は、当社に対しその免れた金額の2倍に相当する金額（以下「割増金」といいます。）を支払うものとします。

第29条 (遅延損害金)

1 契約者は、MCAT モバイルサービスの料金その他 MCAT モバイルサービス契約上の債務の支払を怠ったときは、次項が定める方法により算出した額の遅延損害金を支払うものとします。ただし、当該債務がその支払うべきこととされた日の翌日から10日以内に支払われたときは、この限りではありません。

2 遅延損害金の額は、未払債務に対する年14.6パーセントの割合により算出した額とします。

第30条 (割増金等の支払方法)

第27条(料金等の支払方法)の規定は、第28条(割増金)及び前条(遅延損害金)の場合について準用します。

第31条 (消費税)

契約者が当社に対しMCAT モバイルサービスに関する債務を支払う場合において、消費税法（昭和63年法律第108号）及び同法に関する法令の規定により当該支払について消費税が賦課されるものとされているときは、契約者は、当社に対し、当該債務を支払う際に、これに対する消費税相当額を併せて支払うものとします。

第7章 個人情報

第32条 (個人情報保護)

1 当社は、当社のサービスを提供するために必要、かつ、利用目的の達成に必要な範囲内で、個人情報を取得します。

2 お客様の個人情報は、利用目的の達成に必要な範囲内で、当社が利用する他、委託業務の達成に必要な範囲内で、当社が委託したものも利用できるものとします。

3 当社はお客様の個人情報を、次の目的で利用します。ただし、下記(2)～(5)ではお客様の氏名、住所、電話番号、電子メールアドレス及びお客様に提供するサービスの内容を利用します。

(1)お客様へのサービスに関する契約の締結のためにお客様の氏名、住所、電話番号を、また、料金請求や収納業務のために金融機関のお客様の口座番号及び名義並びにお客様に提供するサービス内容をそれぞれ利用します。

(2)お客様に対してダイレクトメール、電子メール、定期訪問等により情報(当社が提供するサービスに関する各種キャンペーンなどのお知らせや商品案内など)を提供し、または、各種アンケート調査を実施するため。

(3)サービスの変更及びサービスの休廃止の通知をお客様にお届けするため。

(4)お客様から寄せられたご意見、ご要望にお答えするための苦情・相談対応業務のため。

(5)お客様が当社からご購入いただいた商品のアフターサービス、メンテナンス、定期点検を行うため。

(6)お客様の個人情報の集計、分析を行い、個人が識別、特定できないように加工した統計資料を作成し、サービスの向上及び新規サービスの開発等を行うために、お客様に提供するサービス内容を利用します。

4 上記の利用目的以外に、お客様の個人情報を利用する必要がある場合には、下記5.(2)～(6)に該当する場合を除き、事前にお客様に利用者および利用目的を連絡し、お客様から事前の同意を得たうえで利用します。

5 お客様の個人情報は、次のいずれかに該当する場合を除き、第三者に提供いたしません。

(1)お客様から同意を得た場合

(2)人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、お客様の同意を得ることが困難である場合。

(3)公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、お客様の同意を得ることが困難である場合。

(4)国の機関若しくは地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合で、本人の同意を得ることにより、当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合。

(5)裁判官の発布する令状により強制処分として捜索・押収等がなされる場合。

(6)警察、税務署等の法律上の照会権限を有するものからの照会(刑事訴訟法第 197 項、弁護士法第 23 条の 2 等)がなされた場合。

6 当社はサービスの提供及び MNP のため、氏名、性別、生年月日、電話番号、MNP 予約番号、MNP 有効期限を HTTPS(暗号化された通信)により株式会社インターネットイニシアティブに提供します。

7 当社はマイページ提供のため、氏名、電話番号、モバイルパスワードを SFTP(暗号化されたファイル転送)により提供します。

8 当社は電話サポートサービス提供のため、氏名、住所、電話番号、サービス契約内容、携帯端末情報を SSL-VPN(暗号化された仮想閉域網)により株式会社アイテムに提供します。

9 当社は現地サポートサービス提供のため、氏名、住所、電話番号、サービス契約内容、携帯端末情報を HTTPS(暗号化された通信)によりキューアンドエー株式会社に提供します。

第8章 雑則

第33条 (第三者の責による利用不能)

1 第三者の責に帰すべき事由を原因として生じた利用不能状態により契約者が損害を被ったときは、当社は、当該損害を被った契約者に対し、その請求に基づき、当社が第三者から受領した損害賠償の額(以下「損害限度額」といいます。)を限度として、損害の賠償をします。

2 前項の契約者が複数ある場合における当社が賠償すべき損害の額は、当該損害を被った全ての契約者の損害全体に対し、損害限度額を限度とします。この場合において、契約者の損害の額を合計した額が損害限度額を超えるときは、各契約者に対し支払われることとなる損害賠償の額は、当該契約者の損害の額を当該損害を被った全ての契約者の損害の額を合計した額で除して算出した数を損害限度額に乗じて算出した額となります。

第34条 (保証及び責任の限定)

1 当社は、契約者が MCAT モバイルサービスの利用に関して被った損害(その原因の如何を問いません。)について賠償の責任を負いません。ただし、当該損害が当社の故意又は重大な過失により発生した場合については、この限りではありません。

2 契約者が MCAT モバイルサービスの利用に関して第三者に与えた損害について当社が当該第三者に当該損害の賠償をしたときは、当社は、契約者に対し、当該賠償について求償することができます。

3 MCAT モバイルサービスは、MCAT モバイルサービスに係る通信網において通信が著しく輻輳したとき、電波状況が著しく悪化した場合又はその他 IIJ の定めに基づき、通信の全部又は一部の接続ができない場合や接続中の通信が切断される場合があり、当社は、当該場合において契約者又は第三者に発生した損害について何ら責任を負うものではありません。その他、その通信の可用性、遅延時間その他通信の品質について保証するものではありません。

4 MCAT モバイルサービスは、ドコモが提供するドコモの移動無線通信に係る通信網において通信が著しく輻輳したとき、電波状況が著しく悪化した場合又はその他ドコモの定めに基づき、通信の全部又は一部の接続ができない場合や接続中の通信が切断される場合があり、当社は、当該場合において契約者又は第三者に発生した損害について何ら責任を負うものではありません。その他、MCAT モバイルサービスは、その通信の可用性、遅延時間その他通信の品質について保証するものではありません。

第35条 (当社の装置維持基準)

当社は、MCAT モバイルサービスを提供するための装置を事業用電気通信設備規則(昭和 60 年郵政省令第 30 号)に適合するよう維持します。

第36条 (定めなき事項)

この約款に定めなき事項が生じた場合、当社と契約者は契約の主旨に従い、誠意をもって協議・解決に努めるものとします。